

平成25年11月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料** (その2)  
~~~~~

徳島県警察本部

目 次

| | |
|--------------|---|
| I 提出案件 | 1 |
| 1 その他の議案 | 1 |
| （1）控訴の提起について | 1 |

I 提出案件

1 その他の議案

(1) 控訴の提起について

ア 控訴の理由

平成25年11月29日言渡され、同日送達された徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の判決に不服があるので、高松高等裁判所に控訴を提起する。

イ 控 訴 人 徳島県

ウ 被 控 訴 人

エ 原判決の表示

(ア) 処分行政庁が平成20年10月9日に原告■■■■に対してした運転免許取消処分を取り消す。

(イ) 被告は、原告■■■■に対し、36万5900円及びうち33万5900円に対する平成23年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(ウ) 原告■■■■のその余の請求及び原告■■■■の請求をいずれも棄却する。

(エ) 訴訟費用は、原告■■■■に生じた費用の3分の1と被告に生じた費用の6分の1を被告の負担とし、原告■■■■に生じたその余の費用と被告に生じた費用の6分の2を原告■■■■の負担とし、原告■■■■に生じた費用と被告に生じたその余の費用を原告■■■■の負担とする。

オ 控訴の趣旨

(ア) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

(イ) 同敗訴部分の被控訴人の請求を棄却する。

(ウ) 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

カ 提 案 理 由

徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の控訴（控訴期間 平成25年12月13日まで）について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。